

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－４ <u>事業報告書等の作成・提出に当たっての留意事項</u> <u>金商法第 47 条の 2 に規定する事業報告書については、原則として、金融庁が運用する「金融庁業務支援統合システム」（以下「統合システム」という。）を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。具体的には、以下の手順により提出を求めるとする。</u></p> <p>① <u>統合システムに利用者申請を行った上で、付与される ID・パスワードを使用し、統合システムにログイン</u></p> <p>② <u>統合システムにログイン後、報告様式のダウンロードを行い、事業報告書を作成</u></p> <p>③ <u>当該事業報告書について、統合システムを利用して提出</u> <u>但し、パソコンの動作環境を満たしていない等の理由により、統合システムを利用した事業報告書の提出を行うことができない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載した書面を添付した上で、紙媒体の事業報告書を提出すれば足りる。</u></p>	<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－４ <u>電子申請可能な各種申請書等の作成・提出に当たっての留意事項</u></p> <p>（１）<u>電子政府の総合窓口</u> <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</u> <u>ただし、金商業等府令第 199 条第 7 号、第 8 号並びに第 11 号ホ及びへに規定する事故届出については、各金融商品取引業者が e-Gov での対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。</u></p> <p>（２）<u>金融庁業務支援統合システム</u> <u>金商法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率に関する届出書及び同法第 47 条の 2 に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めるとする。</u> <u>ただし、パソコンの動作環境を満たしていない等の理由により、統合システムを利用した届出書等の提出を行うことができない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載した書面を添付した上で、紙媒体の届出</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-2-4 <u>事業報告書等の作成・提出に当たっての留意事項</u> <u>金商法第 48 条の 2 第 2 項に基づく金商業等府令第 188 条第 2 号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書の提出については、Ⅲ-3-4 に準ずることとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>書等を提出すれば足りるものとする。</u></p> <p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-2-4 <u>電子申請可能な各種申請書等の作成・提出に当たっての留意事項</u></p> <p>(1) e-Gov <u>金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を使用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u> <u>ただし、金商業等府令第 200 条第 6 号及び第 7 号に規定する事故届出については暫定的な措置として統合システムによる提出も可とする。</u></p> <p>(2) 統合システム <u>金商法第 48 条の 2 第 1 項に基づく事業報告書及び同条第 2 項に基づく金商業等府令第 188 条第 2 号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書の提出については、Ⅲ-3-4 (2) に準ずることとする。</u></p>